



平成 26 年 6 月 10 日

自 動 車 局

**国連の「窓ガラスに係る協定規則」、「かじ取装置に係る協定規則」等を
国内基準に導入し、関係省令・告示等を改正します。**

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連の「窓ガラスに係る協定規則(第43号)」、「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則(第60号)」、「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則(第64号)」及び「かじ取装置に係る協定規則(第79号)」を国内基準に導入することとしました。

このため、「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」、「装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)」等を改正し、公布・施行しますのでお知らせします。

(改正の詳細は別紙参照)

問い合わせ先

自動車局 技術政策課： 猶野、笠井

電話 03-5253-8111 (内線 42255)

03-5253-8591 (直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課： 野原

電話 03-5253-8111 (内線 42313)

03-5253-8596 (直通)

FAX 03-5253-1640

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところであり、今般、新たに「窓ガラスに係る協定規則（第43号）」、「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第60号）」、「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第64号）」及び「かじ取装置に係る協定規則（第79号）」を採用することといたしました。

これを受けて、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」等の一部を改正することとします。

これらの改正により、車両安全対策が強化されるとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることに伴う効率的な車両安全対策の推進が期待されます。

2. 改正概要

（1）保安基準等の改正

- ① 窓ガラス（保安基準第29条、細目告示第39条、第117条、第195条関係）

「窓ガラスに係る協定規則（第43号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【改正概要】

- 自動車の窓ガラスについて、安全ガラス^{※1}の装備を義務づける自動車の適用範囲及び安全ガラスとするべき窓ガラスを次のとおり改正します。

現 行	改 正 後
全ての窓ガラス（最高速度35km/h未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未滿の自動車にあっては、前面ガラスのみ）は、安全ガラスでなければならない。	全ての窓ガラス（最高速度25km/h以下の自動車を除く。）は、安全ガラスでなければならない。

- 自動車の前面ガラスについて、合わせガラス^{※2}の装備を義務づける自動車の適用範囲を次のとおり改正します。

現 行	改 正 後
合わせガラスを装備すること。（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未滿の自動車及び被牽引自動車を除く。）	合わせガラスを装備すること。（最高速度四十キロメートル毎時未滿の自動車を除く。）

- ※1 安全ガラスとは、衝突等により損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が負傷するおそれの少ないガラスをいう。
- ※2 合わせガラスとは、安全ガラスのうち、損傷した場合において運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないガラスをいう。



【適用時期】

新型車 : 平成 29 年 7 月 1 日
 継続生産車 : 平成 31 年 7 月 1 日

② 操縦装置（細目告示第 12 条、第 90 条、第 168 条関係）

「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 60 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

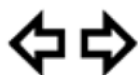
- 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）

【改正概要】

- 現在、二輪自動車に備える操縦装置の識別表示については、JIS D0032 又は ISO 2575 に掲げられた識別記号を表示の例としてしているところですが、今後、協定規則第 60 号に合わせた識別表示を行うよう義務付けることとします。また、同協定に定める操縦装置の配置及び識別等の要件を導入します。

（参考）識別表示等の例

方向指示器



警音器



【適用時期】

平成 29 年 7 月 1 日以降に製作される自動車

③ 応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置（細目告示第 11 条、第 89 条、第 167

条関係)

「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 64 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のもの

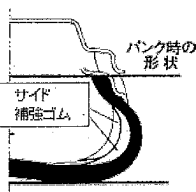
【改正概要】

- 上記適用範囲の自動車に応急用予備走行装置（応急用スペアタイヤ、ランフラットタイヤ等）又はタイヤ空気圧監視装置（タイヤの空気圧を監視し、必要な場合に警報する装置）を備える場合に適合しなければならない要件を定めます。
- 応急用予備走行装置については、制動性能、タイヤの負荷能力、設計速度、表面の色等の要件を規定します。
- タイヤ空気圧監視装置については、タイヤの低空気圧の検出、装置の異常の検出、警報の表示等の要件を規定します。

※ ランフラットタイヤとは、低空気圧状態でも基本的な走行性能が得られるようタイヤの側面を補強するなどの対策が施されたタイヤをいう。



応急用予備タイヤ



ランフラットタイヤ



タイヤ空気圧監視装置

【適用時期】

平成 30 年 2 月 1 日以降に製作される自動車

④ かじ取装置（細目告示第 13 条、第 91 条、第 169 条関係）

「かじ取装置に係る協定規則（第 79 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）

【改正概要】

- 上記適用範囲の自動車のかじ取装置は、以下の要件に適合するものでなければならぬこととします。
 - 定められた速度で、かじ取装置に異常な振動がなく、半径 50m のカーブを通過できること。
 - 定められた走行試験により、かじ取装置の操作に要する力を測定した際に一定の操作力以下であること。この際、正常な状態及び欠陥を生じた状態のそれぞれにおいて、求められる要件を満たす必要があります。
 - 高度な運転支援を行うかじ取装置の制御装置については、その機能に応じて、連続的な制御により駐車支援等を行う自動命令型と、断続的な制御に

より車線維持支援等を行う補正型に分類するとともに、かじ取装置の基本性能にいかなる悪影響も及ぼさないこと、常に運転者の意図的な操作が優先されること、自動命令型の制御装置にあつては10km/hの速度制限等の要件を規定します。

- その他、かじ取装置に係る定性的な要件、警告信号等についての技術的な要件。

【適用時期】

(上段：新型車、下段：継続生産車)

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車 (被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの	-	平成28年7月1日 平成30年7月1日
専ら乗用の用に供する自動車 (被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人以上のもの	5t以下	平成28年7月1日 平成30年7月1日
	5t超	平成29年7月1日 平成31年7月1日
貨物の運送の用に供する自動車 (被牽引自動車を除く。)	12t以下	平成28年7月1日 平成30年7月1日
	12t超	平成29年7月1日 平成31年7月1日
被牽引自動車	-	平成29年7月1日 平成31年7月1日

⑤ その他

- 年少者用補助乗車装置(細目告示第32条、第110条、第188条関係)に関し、協定規則第129号の改正に伴い、幼児の誤操作によりチャイルドシートへの拘束が解除されることを防止するため、幼児を拘束するベルトの解除力を定めます。
- 安定性(細目告示第8条、第86条、第164条関係)に関する基準のうち転覆角度の要件について、空車状態の転覆角度が35°以上と規定していましたが、積車状態の重心の高さが空車状態の重心の高さ以下の自動車にあつては、空車状態の転覆角度が30°以上であればよいこととします。
- その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

(2) 装置型式指定規則の改正

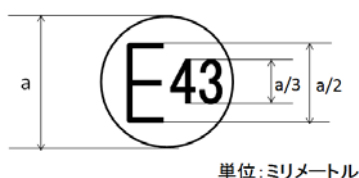
応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則、二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則、かじ取装置に係る協定規則及び窓ガラスに係る協定規則の採用に伴い、相互承認(外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと)の対象となる特定装置を追加等するため、第2条(特定装置の種類)、第5条(指定を受けたものとみなす特定装置)等の改正を行うこととします。また、誤記訂正、項目の整理等に伴う所要の改正を行います。

【改正概要】

- 第2条(特定装置の種類) 関係

「応急用予備走行装置」、「タイヤ空気圧監視装置」、「二輪自動車の操作装置」、「かじ取装置」、「窓ガラス」を追加します。

- 第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係
 - ・「応急用予備走行装置」及び「タイヤ空気圧監視装置」は応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則に基づき認定されたものについて、「二輪自動車の操作装置」は二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則に基づき認定されたものについて、「かじ取装置」はかじ取装置に係る協定規則に基づき認定されたものについて、また、「窓ガラス」は窓ガラスに係る協定規則に基づき認定されたものについてそれぞれ型式指定を受けたものとみなすこととします。
 - ・「前照灯」等一部の装置について、協定規則と整合を取るため、経過措置について所要の変更を行います。
- 第6条（特別な表示）関係
 - ・第3号様式に定める表示方式について、「応急用予備走行装置」、「タイヤ空気圧監視装置」、「二輪自動車の操作装置」、「かじ取装置」、「窓ガラス」は $a \geq 8$ とします。



3. 公布・施行日

公布：平成26年6月10日

施行：公布の日

※ECE規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov13.html